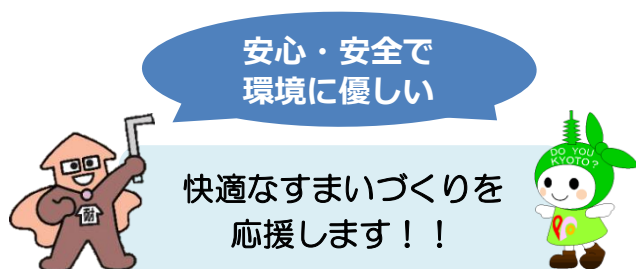


(広報資料)



平成31年3月22日

京都市

環境政策局

[担当 地球温暖化対策室 222-4555]

都市計画局

[担当 建築安全推進課 222-3613]

住宅政策課 222-3666]

平成31年度すまいの補助制度について

～木造住宅の耐震化支援事業～

～既存住宅の省エネリフォーム支援事業～

～すまいの創エネ・省エネ応援事業～

京都市では、安心・安全で環境に優しい快適なすまいづくりを、様々な補助制度で支援しています。平成31年度は、補助制度を一部充実させ、4月8日(月)から受付を開始しますので、下記のとおりお知らせします。

記

1 各補助制度の概要

(1) 木造住宅の耐震化支援事業について ⇒ **別紙1**

昭和56年5月31日以前に着工された京都市内の木造住宅に対し、耐震診断士の派遣(無料)や、耐震性能が向上する耐震改修工事への助成を行います。

充実のポイント

耐震改修工事を支援する「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」において、密集市街地を中心とした市が定める区域内の木造住宅を対象に、防火改修に対する支援メニューを新設します。

(2) 既存住宅の省エネリフォーム支援事業について ⇒ **別紙2**

平成30年度に引き続き、窓の二重化や断熱材の設置、高断熱浴槽の設置などの省エネリフォームを支援します。

なお、国の「次世代住宅ポイント制度」実施期間中の10月1日以降は重複する補助メニューの受付を休止する予定です。

充実のポイント

マンション管理組合が実施する場合の補助上限(50万円)を撤廃します。

(3) すまいの創エネ・省エネ応援事業について ⇒ **別紙3**

住宅、共同住宅、集会所に太陽光発電システムをはじめ、蓄電システム、HEMS及び太陽熱利用システムを設置される方を対象に助成します。

なお、平成30年度に助成対象設備であったエネファームについては、直接助成を廃止し、太陽光発電システムとエネファームを同時に設置する場合に限り、太陽光発電システム助成への加算を行います。

